

東京大学 HR 経営本部内規

令和6年3月7日

総長 裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第13条第2項の規定に基づく室として総長室に設置される東京大学 HR 経営本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 本部は、プロフェッショナル人材（大学の機能拡張及び社会情勢の変化に応じて求められ、教育研究活動の活性化に資する多様な業務を最も効果的かつ効率的に遂行することのできる高度な専門的能力を有した者をいう。以下同じ。）の確保、育成及び管理等を含め、本学における人的資源を有効に活用する方策を講じることによって、法人経営に資するため、次に掲げる事項について企画立案を行う。

- (1) プロフェッショナル人材の雇用に関する事項
- (2) プロフェッショナル人材の育成に関する事項
- (3) 人件費の管理及び配分の在り方に関する事項
- (4) 組織及び業務改革に関する事項
- (5) その他法人経営に資する人的資源の有効活用について必要な事項

(組織)

第3条 本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は、本部に前条の業務に係る特定の事項を処理させるための部門その他の組織を置くことができる。

(本部長)

第4条 本部長は、本学の理事又は副学長のうちから総長が指名する者をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の業務を統括する。

(副本部長)

第5条 副本部長は、本学教職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。

(本部員)

第6条 本部員は、本部長が指名する者をもって充てる。

(アドバイザー)

第7条 本部に、本学教職員以外の者であって専門的知見を有する者のうちから、アドバイザーを置くことができる。

(事務)

第8条 本部の事務は、関係部署の協力を得て、本部人事企画課において処理する。

(補則)

第9条 この内規に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この裁定は、令和6年4月1日から実施する。